

障害者福祉システム等標準化検討会 （第1回）

令和6年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和6年5月24日
事務局提出資料

1. 令和6年度に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書3.0版を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下です。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	2頁	令和6年8月
2	新たに創設される就労選択支援が令和7年10月以降から利用開始となることに伴う対応	制度改正	3頁	
3	精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応	制度改正	4頁	
4	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し	一部制度改正	5頁	
5	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	制度改正以外	6頁	
6	令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応	制度改正以外	7頁	
7	(検討中)扶養控除見直しの対応	制度改正	8頁	令和7年1月
8	(検討中)自立支援医療のオンライン資格確認に伴い受給者証や負担上限額管理票の扱いが変更となる場合の対応	制度改正	—	
9	(検討中)医療DXの推進に関する工程表に示されている意見書等のオンライン提出の対応	制度改正	—	

・「特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応」について、省令案検討中のところ、標準仕様書3.0版(令和6年3月)において対応していますが、その後の自治体からの意見を踏まえ、文言の見直し等を行うこととなったため、令和6年6月に標準仕様書3.0版の正誤対応を予定しています。

・上記の他に、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しも予定しています。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応」に伴う対応の概要は以下のとおりです。
 施行後の自治体からの意見を踏まえ、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」様式例集の修正に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。

別紙 1

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
(削る)	第2 医療型児童発達支援 1 医療型児童発達支援給付費（1日につき） イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389 単位 ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501 単位 ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338 単位 ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450 単位

【出典】 令和6年3月25日 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」 資料5(5)障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室 446頁

多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、医療型児童発達支援の基本報酬が児童発達支援に一元化され、医療型児童発達支援の基本報酬が削除されました。そのため、現時点では以下の帳票レイアウトについて、申請する支援の種類欄から「□ 医療型児童発達支援」を削除することを予定しています。

- ・ O2_障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ・ O4_障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

3. 検討論点2の概要について

- 検討論点2「新たに創設される就労選択支援が令和7年10月以降から利用開始となることに伴う対応」の概要は以下のとおりです。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
 - 特定事業所集中減算 200単位/月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

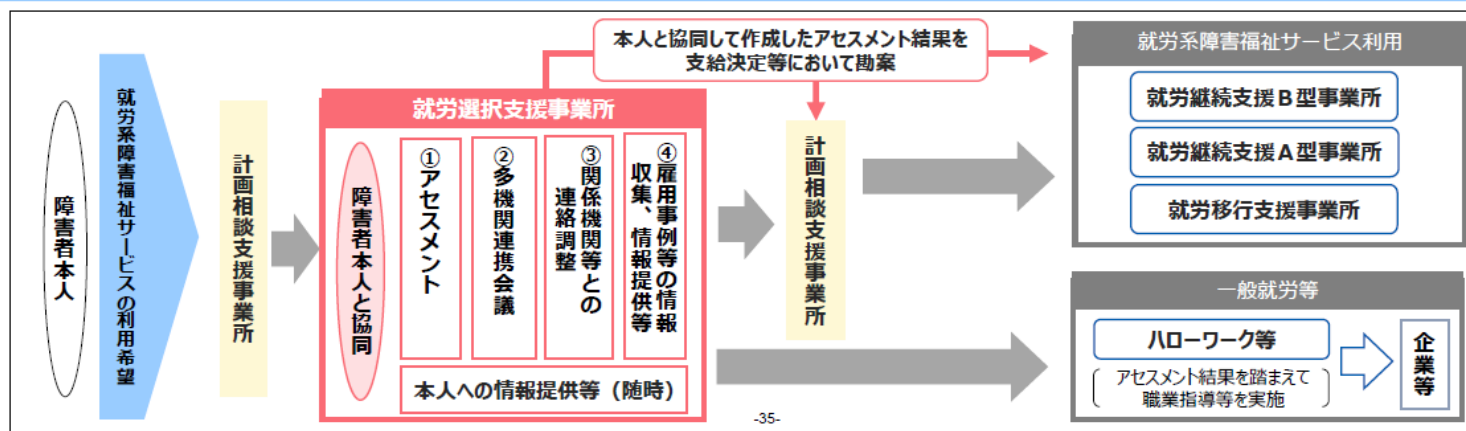
支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

新たに創設される就労選択支援を管理できるように所要の改定を行う予定です。



4. 検討論点3の概要について

- 検討論点3「精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応」の概要は以下のとおりです。令和7年4月1日開始のJRグループや旅客鉄道各社における精神障害者割引制度の導入に伴い、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」を改正する予定としており、実施要領の改正に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。

1.1. 精神障害者保健福祉手帳について

(1) 精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について

公共交通機関の運賃割引を含む精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）に基づくサービスについては、各自治体他関係者の協力により実施数が着実に増加しているところである。

しかしながら、手帳所持者に係る公共交通機関の運賃割引については、これまで、公共交通機関事業者を所管する国土交通省等に対して協力依頼を行っているが、一部の公共交通機関では依然として運賃割引の適用外となっている。

今般、各自治体で行っていただいている手帳に基づくサービスの実施状況について取りまとめたので（別添）、当該資料を参考に、手帳に基づくサービスの拡充、交通担当部局との連携による公共交通機関等への運賃割引の実施に向けた働きかけ等に、引き続き御協力をお願いする。

【出典】 令和6年3月25日「障害保健福祉関係主管課長会議資料」
資料6(6)精神・障害保健課 75頁

JRグループ以外の旅客鉄道各社についても、同様のニュースリリースを行っています。

2024年4月11日
JRグループ

精神障害者割引制度の導入について

2025年4月1日より、JRグループでは精神障害者割引制度を導入します。

1. 導入日

2025年4月1日

割引の乗車券類は2025年4月1日から発売します。

2. 対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの※）をお持ちのお客さま（以下、「手帳をお持ちの方」といいます。）

※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

【出典】 令和6年4月11日「精神障害者割引制度の導入について」 JRグループ

精神障害者割引制度の導入に伴い、現時点では以下の見直しを予定しています。

- 機能・帳票要件の見直し
管理項目に「旅客運賃割引コード」を追加（コード内容は第1種、第2種）
- 帳票レイアウト、帳票詳細要件の見直し
 - 01_障害者手帳交付証明書、03_障害者手帳交付決定通知書に「旅客運賃減額」を追加
 - 08_障害者手帳（紙様式）に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」を追加

なお、令和7年6月のデータ標準レイアウト仕様の改版より、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分」を中間サーバーへ登録することも予定されています。

5. 検討論点4の概要について

- 検討論点4「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の見直し」の概要は以下のとおりです。一部の省令や通知様式について、マイナンバーの紐づけ誤りを誘発しない様式へ修正する予定としており、様式修正等に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。

障害者手帳交付申請書の見直しイメージ

(別紙様式1)

※市町村名 自由記載1 年 月 日

※受理年月日

障害者手帳交付申請書

都道府県知事・指定都市市長 殿

年 月 日

私は、次の事項（○印）について申請します。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の
[新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ・ 指定都市間の住所変更による交付]
(申請項目を○で囲んでください) 固定文書1
また、障害者手帳の様式については、[紙様式 ・ カード様式] を希望します。
(交付を希望する様式を○で囲んでください)

フリガナ	氏 名	生 年 月 日
精神障害者本人	住 所	電 話 番 号 ()
個人番号		
添付書類 (○印)	☐ 医師の診断書(手帳用) 【*】 ☐ 年金証書等の写し (級) 【*】 ・ 同意書 ☐ 特別障害給付金受給資格者証等の 固定文書2 級) 【*】 ・ 同意書 ☐ 写真 (【*】はマイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には添付不要)	
既存の手帳	※有効期限	※手帳番号

※以下は、精神障害者本人が18歳未満の場合記入

フリガナ	本人との続柄
氏 名	電 話 番 号 ()
住 所	

□精神障害者本人に同じ

申請書を提出した者	氏 名	本人との関係
	住 所	電 話 番 号 ()

□精神障害者本人 □上記の家族等 ※左記以外の場合は以下に記入
□精神障害者本人に同じ □上記の家族等に同じ

(注) 1. 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金決定通知書及び遺族の服従(支払)通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証」(特別障害者給付金支給決定通知書)及び障害年金決定通知書(障害年金決定通知書の写し)が必要です。(ただし、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付は不要です。)

2. マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写し若しくは特別障害者給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害 固定文書3 のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。

3. 写真は、脱帽して上半身を写したもので(申請者の申出により、都道府県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)で、1年以内に撮影したものであること。なお、紙様式の場合には、縦4cm×横3cm、カード様式の場合には、加工が可能な大きさの写真を提出してください。

4. 添付の欄は記入しないでください。

自由記載3

精神障害者本人の
記載欄と明確化

本人が18歳未満の場合
の記載欄と明確化

申請者が本人又は家族と
異なる場合に記載と変更

様式修正等に伴い、現時点では以下の見直しを予定しています。

帳票レイアウトの見直し

O2.身体障害者手帳

- ・15_身体障害者手帳交付申請書
- ・16_身体障害者手帳再交付申請書

O3.療育手帳

- ・12_療育手帳交付申請書
- ・13_療育手帳再交付・再判定申請書

O4.精神障害者保健福祉手帳

- ・09_障害者手帳交付申請書
- ・10_障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

6. 検討論点5の概要について

○ 検討論点5「PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応」の概要は以下のとおりです。

機能・帳票要件				【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能			
大項目	中項目	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
8. 自立支援医療（更生医療）	8.1. 受給者台帳管理機能	0221278	JSON形式のAPI連携により、PMHに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API（自治体）」に準拠すること ※2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果（コード、内容）を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 ・差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。 ・CSVファイルの添付によるAPI連携機能の追加について、令和6年度に検討する予定である。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日

育成医療、精神通院医療も同様です。

- ・差分連携対応によりPMH仕様書が変更されることに伴い、標準仕様書を見直す予定です。
- ・JSON形式のAPI連携の他に、CSV形式のAPI連携を追加する予定です。

上記の他に、「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル」のバージョンが、Ver0.10から変更されることに伴い、標準仕様書の「（別添1）PMH登録時の自立支援医療設定内容」を見直す予定です。

7. 検討論点6の概要について

- 検討論点6「令和6年12月2日の健康保険証廃止に伴う対応」の概要は以下のとおりです。療養介護医療・基準該当療養介護医療、肢体不自由児通所医療、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請受付において健康保険証情報を確認する際、健康保険証の目視による確認ができなくなりますので、これに代わる確認方法を検討しており、必要に応じて標準仕様書を見直す予定としています。

No	検討中の令和6年12月2日以後の確認方法	代替	検討中の具体的内容
1	情報提供ネットワークを利用した情報照会による確認	可	原則の代替方法となる。なお、一部の健康保険組合に係る被用者保険について、記号・番号・枝番の区分が出来ない状況は検討が必要である。 標準仕様書に影響
2	庁内基幹系システム（国民健康保険システム、後期高齢者医療システム）との連携等による確認	可	標準仕様書では標準オプション機能となっているため、ワーキングチームにおいて実装必須機能への変更が必要であるか検討する予定である。 標準仕様書に影響
3	マイナ保険証（※1）の読み取りによる確認 ※1 保険証利用登録済（令和6年3月31日時点で約7,200万件）のマイナンバーカード	不可	自治体においては、医療機関等が利用するオンライン資格確認を行うことができない。
4	スマホ画面（※2）による確認 ※2 マイナポータルの自己情報表示機能により資格情報を表示	検討中	資格確認対象の資格情報を画面から確認することは可能であるが、窓口における目視の確認のみで可とするのか等、更なる検討が必要である。
5	「資格確認書」（※3）による確認 ※3 マイナ保険証非保有者へ交付	検討中	資格確認書（写し）の提出により可とするか検討が必要である。
6	「資格情報のお知らせ」（※4）による確認 ※4 70歳以上（後期高齢者医療制度は障害を有する65歳以上の被保険者を含む）のマイナ保険証保有者（被用者保険は新規加入者）へ交付	検討中	医療機関における資格確認と同様にマイナ保険証と組み合わせること、かつ資格情報のお知らせ（写し）の提出により可とするか検討が必要である。

※ 廃止日（令和6年12月2日）時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により、廃止日から最長1年間は引き続き使用することが可能であるが、その1年（令和7年12月2日）よりも前に健康保険証の有効期限が到来する場合は、使用できるのはその有効期限までである。

No.1について、一部の健康保険組合に係る被用者保険情報で記号・番号・枝番の区分が出来ない事象が確認されており、事務処理上3項目を区分して管理する必要性について、5月31日に個別検討WTを開催して検討する予定です。

8. 検討論点7の概要について

- 検討論点7「扶養控除見直しの対応」の概要は以下のとおりです。令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)における「扶養控除の見直し」により、「扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」の結論を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

議 事 次 第

扶養控除等の見直しについて

資料 3

〔 令和 6 年 2 月 19 日 (月) 10:30~11:00
中央合同庁舎 8 号館 8 階 816 会議室 〕

令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)(抄)

第 1 回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 令和6年度税制改正の大綱における扶養控除の見直しの方針について
- (2) 扶養控除見直しにより影響を受ける制度における対応について
- (3) 質疑応答

3. 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について (案)
- 資料 2 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職の指定について (案)
- 資料 3 扶養控除の見直しの方針の概要

【出典】 令和6年2月19日 「第1回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」 議事次第、資料3

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全体的な子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

「扶養控除の見直し」により標準仕様書に影響がある場合は、所要の改定を行う予定です。

(参考)標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方

○ デジタル庁が示す以下の方針に基づき、標準仕様書の改定又は正誤対応を行います。

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方公共団体及び開発事業者の予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理する。

【整理内容】

1. 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する。

ただし、制度改正等の事情により、適合基準日の1年前までの標準仕様書の改定が困難な場合については、制度改正等の検討段階から、以下の(1)～(3)の対応を行うこと。

- (1) 制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないよう、広く開発事業者等に影響を確認すること。
- (2) 標準仕様書の改定内容を検討会等で、地方公共団体及び開発事業者と検討すること。
- (3) 検討した内容を標準仕様書の改定案として公開すること。

2. 移行支援期間(令和7年度まで)における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日(※)を設定することとする。

3. 標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日に行うものとする。

4. データ要件・連携要件標準仕様書については、各業務の標準仕様書の改定後1ヶ月後を目途として改定を行う。

5. なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、次ページの(1)(2)の方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。

標準仕様書を改定する場合は、原則、適合基準日の1年前までに行う必要がある。

令和6・7年度に標準仕様書を改定する場合の適合基準日は、政策上必要なものは令和8年4月1日、それ以外は令和8年度以降となる。
※ 標準オプション機能は適合基準日を定めない。

改定時期は原則8月末又は1月末となる。

正誤表による対応は随時となる。

(※) 適合基準日：基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。

【出典】「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え」2023年6月16日作成、2023年10月27日改訂デジタル庁